資料2-3

## 総務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率(案)について

## 1. 審議対象案件

役職及び所掌	在任期間	業績勘案率(案)※1					
	(算定期間)	〈総務省評価委員会〉					
理事	H17. 4. 1~H21. 3. 31	1 0					
(研究系**2)	(同上)	1. 0					

- ※1 業績勘案率(案)の算定内容は別紙のとおり。
- ※2 審議対象理事は、審議対象理事は、新世代ネットワーク (H17.4.1~H20.4.13)、無線・宇宙通信、ナノ・バイオ、光・時空標準 (H17.4.1~H21.3.31)、電磁波計測 (H20.4.14~H21.3.31) に係る研究、及び研究成果・知的財産に関する業務を担当している。
- 2. 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案 当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率(案)「1.0」については、意見はない。

以上

## 別紙

## 総務省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率(案)の算定内容

法 人 名 役職	業績勘案率適用期間		算 定 内 容			
			基準業績勘案率	調整	業績勘案率 (案)	
				当該役員の法人業績への		
		(参考) 在任期間	(※1)	貢献度その他当該数値に 表れていない事項を総合 的に考慮		
情報通信研究機構	理事	H17. 4. 1~H21. 3. 30	同左	1. 36	なし	1. 0

(※1)独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」の決定についての申し合わせ(平成17年8月26日総務省独立行政評価委員会決定)の「1.」に基づき算出。これについて、申し合わせ「2.」に基づき、当該法人の当期(当該理事の在職期間)の業績との明確な差の有無等を総合的に検討・審議した結果、「1.0」とされている。